

計 画 事 項

I 木材利用の推進

消費者・住宅生産者等需要者の視点をふまえた、多角的な木材利用の推進、新製品の開発等について、国、地方公共団体等の助成金等も活用し、次の事業を中央、地方の関係団体と共に推進することとする。

1. 消費者・需要者の視点に立った木材利用推進への取組

(1) 木材フェア・セミナー等消費者へのPRの実施

「日本の森を育てる木づかい推進緊急対策事業」を通じて、住宅供給者、NGO等との連携のもとに、エコプロダクツ展などの木材フェアへの参加や住宅購入者等の消費者を対象としたセミナー等を開催する。

(2) 木材自主表示制度の普及促進の取組

「木材表示推進協議会」の表示制度（原産地、樹種、加工度の表示）の普及及び表示木材利用の拡大をグリーン購入法の合法木材と連携させて推進し、協議会の発展拡大を図る。

(3) 木材のコーディネーター制度の創設の取組

木材普及を担う人材育成のための「木づかいコーディネーター資格制度」づくりに取り組む。

(4) 的を絞った戦略的木材PRの実施

世代、男女などのターゲットや「健康」、「快適性」などのキーワードをふまえた次のものを作成し、これを全国で活用し、木材利用の普及を推進する。

- ① 木材PRポスターの作成と活用
- ② 木材学会等との連携による、木材PR用科学的データ付パンフレット

ト、DVDの作成及び活用

- ③ 新聞、テレビCMによる木材のPRの継続実施
- ④ 木材取引情報開示の取組（一本単位呼称、価格の明示）

(5) 「街角木ポイント」の認定・ネットワーク化の検討

木材普及の拠点としての「街角木ポイント」の認定・ネットワーク化等について検討する。

(6) 木材利用に関する教育活動（木育）の推進

中・高校生の木工・工作競技大会等への支援など「木育」の推進に対して積極的に対応する。

2. 消費者・需要者の信頼に応える違法伐採対策の推進

「違法伐採総合対策推進事業」を通じて、国内、海外における国・地方公共団体、森林・林業・木材産業関連団体、関連企業、木材製品調達産業団体の関連企業・消費者団体等に対して「違法に伐採された木材は使用しない」ことの重要性の普及・啓発活動や調達者から信頼される供給体制の整備の取組みを実施する。

(1) 業界団体認定の信頼性の確保のための合法証明書の発行プロセスの透明化などの取組を実施する。

(2) 業界、消費者向けに合法木材の政府調達に関する情報提供を実施する。

(3) 違法伐採に関して、木材業界、木材調達企業、消費者向けに国際セミナー、パンフレット、ホームページ（合法ナビ）等を活用した積極的な情報提供を実施する。

また、合法木材の普及のため、シンボルマークの作成の検討を開始する。

(4) 違法伐採総合対策協議会の活動の推進及び木材表示推進協議会の活動の支援を実施する。

3. 地域材利用の促進と木材加工新技術の開発促進

(1) 地域材の利用促進の取組

－ 原木の安定供給、品質及び性能の担保された木材製品の供給体制の整備 －

- ① 「国産材の利用拡大に向けた基本方針」（平成19年2月 林野庁作成）をふまえた対応を実施する。
- ② 木材利用推進協議会との連携による「3.9 木づかい運動」への取組み、学校、福祉施設などの公共施設、ガードレール等の公共土木施設等への木造化の促進への取組みを推進する。
- ③ 公共建築施設への木材利用の促進への取組を実施する。
 - ア. 展示効果やシンボル性の高い公共施設の木造化と内装等の木質化、学童の机、椅子の木造化、公営木造住宅の促進などを国、地方公共団体等への働きかけを推進する。
 - イ. 公共施設への地域材利用の優先使用についての法的措置の実現への対応の取組を行う。

(2) 木材加工新技術の開発促進

需要者ニーズに対応しつつ、地域材の特性を生かした技術開発を試験研究機関等との連携により促進を図る。

- ① 試験研究機関と連携等による新技術開発の推進
特に、木材乾燥促進のための産・学・官一体化となった効率的、低コスト乾燥技術開発の普及と促進に取り組む
- ② 新商品の開発及びその事業化の推進
消費者、需要者ニーズに即した、内装材、外装材のリフォーム、製品、木製フェンス、ウッドデッキなどの部品・部材化の開発促進を図る
- ③ 建築物の維持管理に関する技術開発への対応
建築物への木造化促進のため建築物の構造に関する技術開発に美観等の維持管理に関する技術開発等の取組を関係機関へ働きかける。

Ⅱ 木材産業構造改革の推進

木材需要の大宗を占める住宅産業の構造改革、外材需要動向の変化などに伴う、木材需要構造の変化等に対応した木材産業構造改革への取組みを推進する。

1. 生産加工・流通体制の再構築

(1) 地域材の安定供給体制の整備への取組

「木材産業の体制整備にむけた基本方針」(平成19年2月 林野庁作成)

をふまえた対応を促進する。

特に、原木の大量・安定供給には、施業の集約化、路網と高性能林業機械の整備と併せて担い手である林業労働力の確保について、全素協、全森連等と連携して推進する。

- ① 原木の安定供給体制の整備の主導的な立場での参加と森林資源量と利用可能資源量の区分の把握への働きかけ。
- ② 新生産システムモデル事業・経営診断の適正実施を図る。
また、地域ごとに川上から川下の関係者が、垂直連携を模索する「顔の見える木材での家づくり」グループへの国等の支援措置の働きかけの促進を図る。
- ③ 素材生産業の規模拡大、経営力向上のための効果的施策運用をするための働きかけを実施する。

(2) 木材加工・流通の合理化 ー安定供給ー

需要者ニーズに対応した乾燥材や集成材等品質・性能の担保された製品の安定的に供給できる体制の整備への取組を促進する。

- ① 製材コストの低減（原木調達、生産システム、乾燥・流通）及び高次加工のコスト・ダウンと高附加価値化の促進への取組み。
- ② 木材流通の変化への対応
需要者ニーズへの的確な対応の促進を図る。

(3) 国産材の海外販路拡大への対応

木材輸出振興協議会等を通じて、中国・韓国等への国産材製品の輸出の拡大に向けての取組みを実施する。

(4) WTO 関税対策の継続強化と EPA（経済連携協定）/ FTA（自由貿易協定）への対応

- ① 国をはじめ関係機関等との密接的な対応のもとにWTOでの関税撤廃の阻止とEPA/FTAでの国内木材製品への影響力の大きい製品への配慮の働きかけの実施を図る。
- ② 全米林産物製紙協会（AFand PF）等、海外団体との意見交換を実施する。

2. 住宅産業の構造変化への対応

(1) 住生活基本法・住生活基本計画への対応

- ① 住生活基本法については、
良質な住宅の供給「良好な居住環境の整備などの住宅政策の方向性と、国等の責務として木材利用に関する伝統的な技術の承継と発展」「住宅の品質性能の維持向上技術の研究開発」などが明示されているので、住宅関連団体等との連携を図り対応を行う。
- ② 住生活基本計画については、
全国計画で示されている、ストックの重視、市場重視、関連分野との連携、地域実情を踏まえたきめ細やかな施策展開などの施策展開の方向に沿って木造住宅関連への地域材の活用が拡大されるように都道府県木連等と共に取組むこととする。

(2) 建築基準の性能規定化、住宅品質確保促進制度への対応

住宅建築の合理化や住宅の機能性などに対する需要者ニーズの多様化に伴う木材需要構造の変化が見られ、品質性能の明確な乾燥材等を低コストで安定的に供給し得る能力を備えた木材産業への転換が課題となっている。

- ① 乾燥材の生産、供給の促進対策への取組

ア. 乾燥材緊急推進体制の整備

行政との連携等による対策の強化を図る。

イ. 製材品の乾燥材の生産・供給体制の整備

施設整備の促進（各種補助事業、制度融資、地方財政措置（特別交付税）、税制等の積極的活用）と乾燥材供給目標の設定を図る。

ウ. 乾燥材の普及啓発の実施

乾燥材普及チラシ・乾燥技術マニュアル等の作成、研修会の開催等による乾燥材の生産・利用の促進を図る。

(3) 地域住宅産業との連携強化

- ① 中央及び地方における木材関係団体と住宅関係団体との連携による木造軸組住宅の促進を図る。
- ② 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）住宅など緑化システムへの対応を図る。

3. 木材産業の体制強化への取組

－ 法令遵守（コンプライアンス）と情報公開 －

(1) 木材産業高度化への取組

木材産業体質強化促進事業、木材供給高度化設備リース促進資金造成事業などの活用による製材業等の構造改革の促進を図る。

(2) 外国人雇用問題と受け入れ体制整備への取組

国際研修協力機構の外国人研修、技能実習制度の導入に向けて検討委員会を設定し検討を開始する。

(3) 労働安全衛生の確保への取組

労災保険料率の引き下げに向けて、木材・木製品製造業のゼロ災活動の積極的推進を図る。

(4) 金融・税制等への取組

政府等に対しての働きかけを関係団体等と連携して実施する。

- ① 金融制度の改善・拡充への対応
特に、信用保証制度見直しへの対応を図る。

② 税制改正への対応

ア. 木質バイオマスを燃料とするボイラー施設(木くず・楚ボイラー)に係る固定資産税の特例措置の導入等、木質バイオマスエネルギー関係の減税措置への取組みを図る。

イ. 住宅建築に係る消費税引き上げに反対する働きかけを行う。

- ③ 地方財政措置の活用への対応
木材利用拡大の措置に積極的に活用を図る。
- ④ 上記措置の的確な情報の収集・提供を実施する。

Ⅲ 改正 J A S 制度への取組と J A S 製品の普及促進

1. 改正 J A S 制度の適正な運営への取組

消費技術センターによる検査・格付け業務に対する監査の指摘への適切な実施を図る。

(1) 登録格付機関の体制の整備と制度の適正な運用の実施

- ① 適正厳格な検査・格付業務の励行を実施する。
- ② 検査員の改正 J A S 制度の周知等のための「全国検査員会議」の実施と「検査員の検査技術向上のための検査員研修」を実施する。

(2) 第三者検査機関の体制の整備と現認定製材工場への定期的適正検査の実施

- (3) 有限責任中間法人「全国木材検査・研究協会」(以下「全木検」と言う)への J A S 業務の円滑移行への取組促進

2. 改正 J A S 製材規格の周知と J A S 製品の普及促進の取組

全木検との連携並びに都道府県木連等の協力・支援のもとに積極的な取組を実施する。

(1) 改正 J A S 製材規格の周知への取組

- ① 平成19年3月作成した「新しい製材 J A S に対応した分かりやすい J A S 製品の生産、利用マニュアル」などの活用による設計者、大工、工務店等の需要者への周知への取組を実施する。
- ② わかりやすい「新 J A S 製材規格の解法」(仮称)書の作成をする。

(2) J A S 製品の普及促進の取組

- ① 設計者や大工、工務店、住宅メーカーに加えて消費者への製材 J A S 規格の使用の働きかけに取組む。
- ② 都道府県、市町村等の公共建築物等への製材 J A S 規格の使用(公共施設仕様書等に位置付けられている)の働きかけへに取組む。
- ③ 全木連発行の各種マニュアル、パンフレットなどの活用による J A S 格付製材品の普及促進を実施する。
- ④ J A S 製材品普及推進展示会の実施・運営方法等についての見直し検討を行う。
- ⑤ 都道府県の「地域材」(ブランド材)への J A S 製材規格の活用とブランド材生産工場への J A S 製材認定工場登録への働きかけを実施する。

IV 環境・健康・安全・エネルギー対策の推進

1. 木質バイオマスエネルギー利用対策への取組

- ① 林地残材、間伐材、バーク等工場残廃材、建築解体材等の木質バイオマスの発電、熱源供給等の利用への対応を図る。
- ② 「木質バイオマス利活用推進対策事業」を活用して、林地残材等の木質バイオマス資源の综合利用モデル構築のための実証試験等の取組みを実施する。
- ③ 製材端材等の木くずを燃料として利用する場合の廃棄物の取扱い

から除外する等の取組みを引き続き実施する。

2. 健康・安全対策への取組

(1) シックハウス対策への取組

- ① 住宅等へのホルムアルデヒド等の使用を規制する建築基準への対応を図る。
 - ア. ホルムアルデヒド放散量等級自主表示制度の適正な実施を図る。
 - イ. アセトアルデヒド等の規制対象揮発性有機化合物問題への取組・対応を図る。
- ② 内装材等への自然素材（ムク製材等）の積極的な使用への取組を行う。

(2) 揮発性有機化合物（VOC）の健康への影響問題への対応

- ① 木材のテルペン類等の健康面への効用に関する対応へ取組む。
- ② 大気汚染防止改正（VOC規制）への対応に取組む。
- ③ 木質建材から放散される化学物質への対応に関する懇談会に出席する。

3. 地球温暖化防止森林吸収減10ヶ年対策の促進への取組

環境税(仮称)創設等、森林整備・木材利用の促進のための財源の確保

V. 全木連活性化の各種の取組

1. 全木連等団体の活性化の推進

(1) 公益法人改革への対応

公益法人改革に対する対処方針の決定（公益法人又は一般公益法人かの選択等）のための「全木連組織のあり方検討委員会」（仮称）を開始する。

(2) 国の施策等への積極的な対応

- ① 補助・委託事業への獲得をめざして積極的に応募する。
- ② 意見の公募（パブリックコメント）には積極的に対応する。
- ③ 林野庁幹部等の意見交換会などを開催する。

2. 第42回全国木材産業振興大会の開催と第43回以後の全国木材産業振興大会開催への対応

(1) 第42回全国木材産業振興大会の開催

主 催	: 全木連・全木協連
大会担当	: 全木連四国支部
開催期日	: 平成19年10月18日(木) 高松市 香川県民ホール

(2) 第43回以後の全国木材産業振興大会開催の検討

第43回(平成20年)の九州大会で全国を一巡することとなるため、第44回(平成21年)以降の「全国大会開催のあり方についての検討委員会」を設置して検討を開始する。

3. 広報活動の積極的な実施と全木連情報化への取組

- (1) 全木連時報の定期発行と600号特別号の発行(平成20年3月号)を行う。
- (2) 全木連HPの改訂し充実を図る。
- (3) 全木連モニター制度の積極的に活用する。

4. 関係団体との連携強化

日本住宅・木材技術センター・日本木材総合情報センター・農林漁業信用基金等関係団体との連携強化を推進する。

5. 全国優良素材展示会の開催

国有林の販売方法(委託販売の随契から公募での実施)の改正への適格な対応を図る。

6. 木退共、中型グループ保険等各種共済事業の積極的な推進

7. 各種規定等の見直し検討